

石巻基署発 0624 第 2 号
令和 6 年 6 月 24 日

公益社団法人宮城労働基準協会
石巻支部長 殿

石巻労働基準監督署長



各種安全衛生教育等の計画的な実施について

日頃より労働災害防止の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などについて、カリキュラム等を定めるとともに、労働者の職業生活全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする安全衛生教育推進要綱を定め、各種安全衛生教育の計画的な推進に努めてきたところです。

また、当署では令和 5 年度より、第 14 次労働災害防止推進計画に基づき労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け各種取組を推進しているところですが、近年の高年齢労働者や外国人労働者の比率増加等にみられる就業形態の多様化、技術革新の進展等労働環境を取り巻く情勢の変化に伴う労働災害の動向等は、これまで以上に働き方改革の現状に則した法令の理解とその内容に適した能力向上の教育が重要であり、これらの安全衛生教育の適切かつ有効な実施が幅広く求められるところです。

つきましては、貴会員事業場に対し、安全衛生教育等が広く社会における安全衛生意識の普及・定着を促すための機会であり、社会全体の安全衛生水準の向上に大きく寄与するものであることを御周知いただくとともに、法定の技能講習、特別教育はもちろんのこと、その他の能力向上教育等各種安全衛生教育及び「Safework 向上宣言」等の安全衛生に関する各種取組についても、時機を逸することなく受講、参加することについて勧奨いただきますようお願いいたします。

宮労基協石支発第6-10号

令和6年6月24日

公益社団法人 宮城労働基準協会
石巻支部会員 各位

公益社団法人 宮城労働基準協会
石巻支部長 山本一泰



第14次労働災害防止推進計画（14次防）に向けた特別教育等受講のお願い

平素より協会支部の業務運営にご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現するためには令和5年度スタートの14次防に掲げられた各種指標の達成、さらに自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働災害防止対策を一層推進する必要があります。協会として、これまで「職長教育」のみに開催してきた「能力向上」の教育、講習等の幅を広げ（一例：「衛生管理者能力向上講習」）、労働安全衛生法（第19条の2、第60条の2）に規定されている能力向上教育等の内容の充実も図りますので、これまでの知識等に加え、これからの安全衛生管理に求められる「より高い管理水準」を身に付けて頂けるよう積極的な受講をお願いいたします。

また、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発として「Safework 向上宣言」を安全、衛生の両面から主体的に行い、定期的に自己検証していくことが大切です。

さらに、本年8月設立予定の「宮城安全衛生管理担当者の会」は、業種、規模を問わず、各事業場の安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者を対象として、求められている自主的な安全衛生活動を支援する組織です。（当協会 HP「宮城安全衛生管理担当者の会 入会のご案内」ご参照）

その中、石巻労働基準監督署長より、必要な講習、取り組み等には時期を逸することなく参加されるよう勧奨がありましたので遅滞なくご対応されるようお願いいたします。

以上